

法人の事業税における医療法人等の
所得の算定方法についての手引き

山 形 県

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|-------|
| 1 | 医療法人等の範囲について | 1 ページ |
| 2 | 課税所得等の算定方法 | 1 |
| (1) | 医療事業のみを行っている場合 | 1 |
| (A) | 社会保険診療収入とは | 2 |
| (B) | 社会保険診療専属経費とは | 3 |
| (C) | 共通医療直接費とは | 3 |
| (D) | 共通一般管理費等とは | 3 |
| (E) | 総医療収入金額とは | 3 |
| (F) | 総収入金額とは | 3 |
| | 留意すべき事項 | |
| ア | 資産売却等損益について | 4 |
| イ | 社会保険診療査定損益について | 4 |
| ウ | 賄費収入について | 4 |
| エ | 現金収入について | 4 |
| オ | 労災保険収入について | 4 |
| カ | 税務調整について | 5 |
| キ | 申告書の添付書類について | 5 |
| (2) | 医療事業とその他事業を行っている場合 | 5 |
| 3 | 計算書及び明細書の様式記載事項 | |
| | 地方税法施行規則第6号様式別表5(所得金額に関する計算書) | |
| | 医療法人等に係る所得金額の計算書(付表1) | |
| | 同上の記載要領 | |
| | 計算の基礎となる収入金額の明細書(付表2) | |
| | 同上の記載要領 | |
| | 専属経費及び区分困難な共通経費に関する明細書(付表3) | |
| | 同上の記載要領 | |

医療法人又は地方税法第 72 条の 5 第 1 項に掲げる法人（以下「公益法人等」という。）及び医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会で、医療保健事業を行うもの（以下「医療法人等」という。）の事業税の課税標準の算定については、次のとおり取扱います。

1 医療法人等の範囲について

- (1) 医療法第 39 条の規定による医療法人
- (2) 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会
- (3) 公益法人等で医療事業を行うもの
- (4) 法人でない社団等で代表者又は管理人の定めのあるもので医療事業を行うもの

上記の (3) (4) については、地方税法第 72 条の 23 第 1 項ただし書（法人事業税の所得割の課税標準の算定方法の特例）の規定は直接適用されませんが、この制度の趣旨により同様に取扱います。

なお、上記医療法人等以外の法人、例えば株式会社等で行う医療事業が、たとえ社会保険診療に係るものであっても、当該株式会社等は、上記の特例の適用を受けることはできません。

2 課税所得等の算定方法

課税標準となる所得又は欠損金（以下「課税所得等」という。）は、地方税法第 72 条の 23 第 1 項ただし書の規定により、社会保険関係法律等の規定に基づく療養の給付等について支払いを受けた金額（以下「社会保険分の収入金額」という。）および当該給付等に係る経費をそれぞれ算入しない総利益及び総損金として算定しますが、具体的には次によってください。

(1) 医療事業のみを行っている場合

ア 租税特別措置法第 67 条第 1 項の社会保険診療報酬の所得計算の特例の規定の適用を受ける医療法人等は、原則として、当該特例規定を適用した部分以外の所得金額又は欠損金額が課税所得等となります。

イ ア以外の医療法人等に係る課税所得等は、次の算式によって算定することとなります。

$$\begin{aligned} \text{課税所得等} &= \text{総所得金額（総欠損金額）} - \text{社会保険分の所得等} \\ \text{社会保険分の所得等} &= \text{社会保険診療収入金額(A)} - \{ \text{社会保険診} \end{aligned}$$

$$\text{療専属経費(B)} + \left(\text{共通医療直接費(C)} \times \frac{\text{社会保険分の収入金額}}{\text{総医療収入金額 (E)}} + \right.$$

$$\left. \text{共通一般管理費(D)} \times \frac{\text{社会保険分の収入金額}}{\text{総収入金額 (F)}} \right\}$$

なお、総所得金額又は総欠損金額とは、法人事業税に係る、地方税法施行規則第6号様式別表5の「所得金額に関する計算書」の「再仮計」の欄の額をいいます。

(注)上記算式中の(A)～(F)は次によることとします。

(A)社会保険診療収入金額とは、次により支払いを受けた金額をいう。

- ・健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校職員共済法、戦傷病者特別援護法、身体障害者福祉法、母子保健法、児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく療養の給付、更正医療の給付、養育医療の給付、療育の給付若しくは医療の給付
- ・生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護療養施設サービスに限る。）若しくは出産扶助のための助産
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、結核予防法、麻薬及び向精神薬取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療
- ・老人保健法の規定に基づく医療（指定老人訪問看護を含む。）
- ・介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護に限る。）介護予防サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護に限る。）及び施設介護サービス（介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービスに限る。）
- ・障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療若しくは指定療養介護医療又は児童福祉法の規定に基づく障害児施設医療

前記収入金に限られるものでありますが、被保険者が負担する一部負担金（初診料）及び家族療養費は含まれます。

ただし、労働者災害補償保険法（労災保険）等の規定に基づく業務上若しくは公務上の負傷、疾病に対する療養の給付等により支払いを受けた金額は含まれないので留意してください。

（B）社会保険診療専属経費とは

社会保険診療に係る収益を実現するために要した費用として明確に区分できる直接経費をいいます。

（C）共通医療直接費とは

診療直接の費用のうち、社会保険診療と社会保険等以外の診療（以下「自由診療」という。）とに区分できないもの。例えば、医師、薬剤師、看護師等の人件費、薬剤及び材料費、検査料、患者に対する賄費、医療器械並びに診療用の車両、運搬具等の減価償却費といいます。

（D）共通一般管理費等とは

診療に直接関係ない費用で、一般管理費、支払利息等をいいますが、価格変動準備金等についても、その積立額及び戻入額をそれぞれ相殺してその一般管理費等に加算又は減算してください。

（E）総医療収入金額とは

医療に係る総収入金額で、社会保険診療収入、自由診療収入、患者食事収入、健康診断書等証明書収入及びその他診療収入に係る金額をいいます。

（F）総収入金額とは

医療法人等が収入すべきすべての収入金額から、土地又は償却資産の譲渡益及び有価証券の売却益若しくはこれらの評価益その他これらに類するものの額を控除して得た額をいいます。したがって、総医療収入金額（E）のほか、利子等収入、使用料収入、不用品売却収入及びその他の医療事業に附随する収入金額がありますが、その他に商品販売収入及び資産又は物品等の貸付収入等がある場合は、これらの収入が「社会通念上」医療事業とは別に独立した事業収入とは認めがたい程度のものであれば、総収入金額に含めて取扱うこととなります。

留意すべき事項

ア 資産売却等損益について

土地及び償却資産を売却することによって生じる収入及びこれに係る損金又は廃棄滅失等による損金については、あん分基準となる収入金額又はあん分される経費のいずれにも計上しません。

イ 社会保険診療査定損益について

査定損益については、その通知のあった事業年度の診療収入に加算又は減算をします。

ウ 賄費収入について

患者が負担した食事代収入については、当該患者が社会保険診療による者か、自由診療による者かによって、それぞれの収入とします。

また、医療法人等に勤務する職員が負担した食事代収入については、賄費に戻入れし、差引額によって区分困難な共通経費とします。

エ 現金収入について

保険者(政府又は保険組合等)が療養の給付をなすことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由によって指定医療機関でない医療法人の診療又は手当を受けた場合において、被保険者が当該医療法人に支払った金額は、たとえ健康保険その他各保険等の法に基づく療養費等であっても、当該支払いを受けた医療法人等の収入金額は、社会保険診療収入金額とはなりません。

なお、初診料収入と被保険者が支払う家族療養費は社会保険診療収入金額の範囲に含まれますが、これらは自由診療収入と同様に現金収入であるため、自由診療収入と混同しやすいので留意してください。

オ 労災保険収入について

社会保険のうち、労災保険収入については、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用がありませんので、一般患者(自由)診療収入となります。

カ 税務調整について

税務計算上の加算又は減算若しくは認定損については、それぞれの項目の内容について区分し、益金又は損金に加算、減産をします。

キ 申告書の添付書類について

確定申告書又は修正申告書を提出する場合は、所得金額に関する計算書(第6号別表5)、別添(付表1)「医療法人等に係る所得金額の計算書」、(付表2)「計算の基礎となる収入金額の明細書」、(付表3)「専属経費及び区分困難な共通経費に関する明細書」のほか、次の書類を添付してください。

- (A) 貸借対照表及び損益計算書
- (B) 法人税申告書(別表1の1等)の写し
- (C) 法人税申告書の別表4(所得の金額の計算に関する明細書)の写し
- (D) 法人税の更正内容(法第72条の33第3項による修正申告の場合)
- (E) その他参考となる事項(雑収入の内訳書等)

(2) 医療事業とその他の事業(地方税法第72条の5第1項及び第2項の規定によって非課税とされている非収益事業を除く。以下同じ。)を行っている場合

ア 課税所得等の算出は、両事業における総所得金額又は総欠損金額をそれぞれ区分計算し、区分された医療事業の所得等について、さらに前記(1)の方法によって社会保険分の所得等を算定し、これを総所得金額又は総欠損金額から控除してください。

ただし、その他の事業に課税事業と非課税事業がある場合、又は非課税事業のみである場合においては、非課税事業の所得等を上記社会保険分の所得等とあわせて総所得金額又は総欠損金額から控除します。

この場合、それぞれの事業の専属経費、専属資産の額、貸付金の額、給与の額、固定資産の価格、使用床面積、従業員数等、最も妥当と認める基準(例：貸倒引当金勘定繰入額はそれぞれの期末貸金の額、建物の減価償却は各使用面積)によってあん分して差し支えありません。

イ その他の事業が医療事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療事業の附帯事業として行われていると認められるものにあつては、両事業ごとに区分計算を行わず、その他の事業を自由診療分に含めて前記(1)を適用して差し支えありません。

なお、「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行いますが、一般に当該事業の収入金額が医療事業の収入金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比

較においてその他の同種類の事業と均衡を失しないものは、これに該当するものとして取扱います。

また、「附帯事業」とは、医療事業の性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に医療事業の目的を遂行するため又は顧客の便宜に資するため等の理由によって、当該附帯事業に伴って行われる事業も含めて解することとしています。